

# 30年以降の福島県水田農業の推進方針

文章編

平成28年12月

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

# 目次

I. はじめに	3
II. 本県産米の生産・流通実態と課題	
1. 水田フル活用の取り組み	4
2. 担い手および農地集積	6
3. 米価・農業者所得	8
4. 集荷・販売・流通	9
5. 中山間地の現状	10
6. 被災地域の現状	11
III. 地域ごとの水田農業の特徴と課題	
1. 県北地方	12
2. 県中地方	13
3. 県南地方	14
4. 会津地方	15
5. 南会津地方	16
6. 相双地方	17
7. いわき地方	18
IV. 需要に応じた米生産の取り組み	
1. これまでの取り組み	
(1) 水田農業の振興方策(平成26年～平成29年)における取り組み	19
(2) 需給調整の取り組み	22
(3) 関係機関の取り組み(需給調整関係)	23
2. 今後の方向	
(1) 水田フル活用の取り組み	24
(2) 担い手および地集積	26
(3) 福島県全体の「制度別・用途別」作付計画および価格水準の目標	28
(4) 地方別水田農業振興の方向(イメージ)	29
(5) 需給調整のあり方	30
(6) 関係機関の役割分担	31
(7) 「ふくしま米」の今後の販売戦略	33
V. 経営モデル	34

# I. はじめに

国は、平成30年産を目途に、主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも生産者が自らの経営判断・販売戦略にもとづいて需要に応じた生産が行えるようにするとともに、29年産をもって米の直接支払交付金を廃止することを決定しています。

また、生産数量目標の国からの配分廃止を「減反廃止」と位置付けている報道も見られますが、国内の主食用米需要量は毎年約8万ト、ずつ減少すると予想されており、米の需給環境は依然厳しい状況が続き、今後とも、需要に応じた米づくりが必要であることに変わりはありません。

一方、水田という優れた機能を活用して、需要のある大豆や麦、飼料用米等作物の生産を拡大することで、水田フル活用による食料自給率・自給力の向上の実現が期待されています。

このようななか、今般の米政策の見直しを契機に、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、「30年以降の水田農業のあり方検討専門部会」を立ち上げ、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上の実現を目指し、地域ごとの特色ある水田農業の方向性を見据えた5年後（34年産）を目途とする中期目標とその対応方策を取りまとめることとしました。

取りまとめにおいては、地域の水田農業にかかわる関係者が一体となって、米の需給動向や地域特性を十分に踏まえた主食用米や新規需要米などの米づくり、地域内での耕畜連携を基本とした飼料用米生産と活用に向けた仕組みづくり、さらには園芸作物や大豆、麦の導入拡大など、地域ごとに多様な水田農業のあり方を構築することを目的とし、現状を分析し、諸課題をふまえた震災からの復興過程における福島県全体としての今後の方向性や目標を整理しました。

今後は、この取りまとめを土台に地域ごとに水田農業のあり方検討および具体化をすすめていくこととします。なお、国の制度変更が明らかになった場合は、必要に応じ適宜修正を実施することとします。

## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 1. 水田フル活用の取り組み

### (1) 現状

#### ア. 本県産米の生産状況

- 27年度における本県耕地面積は144,000ha、うち田耕地面積は100,800haとなっており、耕地面積の7割が田耕地。
- 25年度から27年度にかけて、本県の田本地面積規模は大きく減少せず推移。
- 28年産米主食用水稻作付面積は約60,100ha、25年産米より5,600ha減少。年あたり減少面積は1,866ha、年平均で2.8%の減少。
- 28年産転作作物作付面積は約19,500ha、平成25年産より6,500ha増加。
- 転作作物増加分の77%が飼料用米作付、需給調整の手段として、飼料用米の位置づけが拡大。
- 28年産転作作物の内訳は、飼料用米約5,520ha(26%)、備蓄米約3,700ha(19%)、飼料作物約3,200ha(16%)、園芸作物約2,700ha(14%)、これら4品目で77%を占める状況。

#### イ. 主食用米

- 28年産米60,100haの作付、補正後生産数量目標面積換算値60,122haとの比較では▲22ha超過達成。
- 営農再開ができない地域等からの生産数量目標の県間・地域間調整数量が、28年産米においては約40,380トが発生。
- 28年産備蓄米は本県優先枠2万トが全て落札、面積換算で約3,700haが取り組まれている状況。

#### ウ. 非主食用米

- 加工用米生産の取り組みが停滞、一方新規需要米ではWCS用稲や飼料用米の取り組みが国からの支援もあり大幅に拡大。

#### エ. 麦・大豆・そば・なたね

- 麦は浜通り産地が被災し作付が減少、大豆は放射性物質汚染の懸念から作付拡大停滞。
- そばは価格下落の影響から作付拡大が停滞、一方で6次化の取り組みや地域観光と連携した取り組みが発生。

#### オ. 園芸作物

- 廃作・離農者が新規栽培者を上回っている状況、年々園芸作物の栽培戸数、栽培面積は減少。

#### カ. 飼料作物

- 牧草は、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)の影響により23年から25年まで減少傾向、24年から牧草地の除染等がすすみ、26年から増加に転換。
- WCS用稲は年々拡大、飼料用とうもろこしは飼養頭数の減少や鳥獣害の影響等もあり年々減少傾向。
- 今後は、牧草や飼料用とうもろこしは現状維持から微減、WCS用稲は引き続き拡大が見込まれる状況。

## (2) 課題

### ア. 本県産米の生産状況

- 需要減少に対応した主食用米の生産削減は、多くの農業者に理解され取り組みが進展、一方農地集積の受け手となる担い手不足や労働力不足等から高収益作物等(野菜・果樹等)への作付転換が停滞している状況。
- 主食用米においては震災・原子力発電所事故により会津地方・中通り地方において浜通り地方の肩代わり生産を行っている構図、今後は浜通り地方の営農再開分を考慮しつつ、他地区においては主食用米生産を削減していくことが必要。

### イ. 主食用米

- 米価安定のためには、需要に応じた米づくりを進めていくことが必要。また、本県の主食用米は、原発事故による風評の影響などにより、他県に比べ厳しい販売環境にあることから、生産コスト低減や業務用需要主体の販売推進が必要。
- 所得向上のため、優良農地を集積し、団地化を図るとともに、低コスト生産技術に取り組むことが必要、一方で、区画が小さく機械作業に不向きな水田の活用が課題。
- 本県産は高品質・良食味米産地であるが、産地間競争に打ち勝つためには地域間差や年次間格差をできる限り小さくする必要。さらに消費者にアピールできる特徴(品種、良食味、エコ、特裁等)ある米づくりの全県的展開が求められている状況。
- 近年の高温状態での良食味かつ高品質米の生産が困難となってきたため、生産技術の再構築が必要。

### ウ. 非主食用米

- 27・28年産で飼料用米作付が急激に拡大、これ以上の拡大には安定的な販売先確保と保管・流通体制の整備が必要、飼料用米やWCS用稲の拡大に伴い、地域内での流通・販路体制の構築が必要。また、加工用米は需要量が頭打ちとなっており生産が減少、全国的に高い醸造レベルを誇る県内蔵元との連携による酒造用米の生産拡大が必要。

### エ. 麦・大豆・そば・なたね

- 水田転作では排水対策の徹底が大きな課題、過湿から生産・品質が安定せず。特に大豆は湿害、黒根腐病により収量が低い地域が多い、品質は1・2等割合(27年)が約36%と、全国平均の約58%に比べて低い状況。

### オ. 園芸作物

- 新たな担い手の確保、集落営農組織や農業法人への園芸作物の導入と併せ、ICT技術(情報通信技術)など新たな技術導入支援の充実が必要。
- 生産安定のためには、湿害対策のための条件整備が必要、地下水位制御システム等を導入していく必要。

### カ. 飼料作物

- 牧草や飼料用とうもろこしの維持拡大に向け生産組織の育成が必要。

## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 2. 担い手および農地集積

### (1) 現状

#### ア. 担い手の育成

- 本県の基幹的農業従事者は大きく減少、農業者の高齢化も進んでいる状況。一方認定農業者は経営所得安定対策加入要件緩和により、28年3月末現在で前年末対比534経営体増加し、7,730経営体となっている状況。
- 地域的には県中、県南、会津地方で150経営体以上の大幅増加。
- 認定農業者の営農類型別では、水稻の単一経営が1,977経営体と全体の4分の1を占めている状況。
- 認定農業者の年齢階層別では、水稻の単一経営では、60歳以上が約56%にのぼっている状況。
- 米の収入減少影響緩和対策(以下、「ナラシ対策」という。)加入面積は、28年度米の直接支払交付金申請面積対比45%(県全体)となり、前年対比1.7%の伸び。

#### イ. 農地集積

- 担い手へ農地集積は、27年度末実績で田耕地面積100,800haのうち、約43,600haが担い手に集積、集積率は約43%。
- 会津地方が約60%と最も担い手への集積が進捗、いわき地方20%台と少ない。前年対比伸び率では県南地方が11%と最大。

#### ウ. ほ場整備

- ほ場整備事業により整備された面積割合は、27年度実績で農業振興地域内農用地区域内農地(以下、「農振農用地」という。)面積に対して約72%。

#### エ. 遊休農地の再生・活用

- 市町村等が実施する耕作放棄地全体調査の耕作放棄地面積のうち、27年度は多面的機能支払事業等の共同活動による自力解消等で500haを見込む。
- 東日本大震災の影響により相双地方での取り組みが中断、また中通りでも営農意欲が低下しており解消に向けた動きは鈍い状況。

#### オ. 日本型直接支払

- 中山間地域等直接支払交付金対象面積は、25年度約15,900haと伸びたが、その後は横ばいで推移。
- 地域によっては高齢化や過疎化等から担い手不足となり、共同活動の継続が困難となるところも発生。

## (2) 課題

### ア. 担い手の状況

- 各地域とも高齢化と過疎化から担い手不足が拡大、水田維持の面からも受け皿となる担い手の育成と確保が急務。
- 水稲主体の認定農業者の経営改善計画達成に向けて、各種事業を活用しながら支援を行っていく必要。
- 「ナラシ」対策への加入促進などを通じ、新規認定農業者を積極的に確保する必要。

### イ. 農地集積

- 人・農地プランの作成支援と既作成地域におけるプランの見直し支援および集落営農組織の法人化支援を行うとともに、農地中間管理事業制度や機構集積協力金、農地課税軽減措置等について一層の周知を図る必要。
- 農地中間管理事業を核として、特に地方段階における市町村(農業委員会・農政担当課)やJA等関係団体との連携を密にして事業推進をはかり、担い手への農用地の利用集積を加速させる必要。

### ウ. ほ場整備

- ほ場整備を進めるにあたり、負担額軽減のために担い手確保や集積率向上等条件があるが、この条件を満たすことが難しい実態。
- また、ほ場整備に併せ高収益作物等(野菜・果樹等)の導入を推進しているが進まない状況。

### エ. 遊休農地の再生・活用

- 担い手の高齢化、米価の低迷および風評による農業者の営農意欲の低下等により、遊休農地の増加が懸念。
- 土地持ち非農家や自給的農家増加も農地集積や遊休農地活用の障害要因となっている現状。

### オ. 日本型直接支払

- 担い手への営農集中が進むなか集落機能の維持をはかる共同活動を支援するとともに、遊休農地の発生を防止する必要。
- 避難区域の再編により、帰郷した協定集落や農業者等が再び中山間地域等直接支払事業または多面的機能支払事業に取り組む場合に速やかな支援が必要。

## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 3. 米価・農業者所得

### (1) 現状

#### ア. 米価

- 27年産米価は、県全体で12,061円/60kgと26年産米対比113%と回復傾向、しかし25年産米対比では90%と25年産水準までは戻っていない状況。
- 中通りコシヒカリの回復が著しく26年産米対比122%、しかし25年産米対比では93%にとどまっている。会津コシヒカリは26年産米対比106%と回復が低く、25年産米対比でも91%の水準にとどまっている状況。
- ひとめぼれ、その他銘柄は26年産米対比では110%以上に回復、25年産米対比ではコシヒカリと比較し相対的に回復が低い状況。

#### イ. 農業者所得

主食用米所得は、米価、単収、流通コスト、生産費等の要素により決定される、年産・県全体・地方別にみた特徴は、次のとおり。

##### ①27年産米

- 県全体では米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを加えても全算入生産費との比較では、▲6,800円/10a程度マイナス。
- 会津地方は他地方と比較し相対的に米価が高いこと、単収が高いことから10a当たり収入が多く、県平均全算入生産費との比較でも若干プラス。
- 5ha以上規模経営でも、浜通りは全算入生産費を賄っていない状況、物財費との比較では全地方ともプラスの状況。
- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがない場合は5ha以上規模経営でも、会津地方以外は全算入生産費は賄えない状況。

##### ②26年産米

- 大幅な米価下落となったものの「ナラシ」対策補てんが大きく、これを加えると会津地方は、県平均および5ha以上規模で全算入生産費をクリア。
- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがなければ、5ha以上の規模別経営でも、全地方で全算入生産費をクリアできず。

##### ③25年産米

- 県全体では米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを加えると、4,300円/60kg程度のプラス。
- これは米の直接支払交付金が15,000円/10aであったこと、および会津地方の米価水準と高い単収が寄与。
- 会津地方は米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがなくとも県平均全算入生産費をクリア。
- 5ha以上規模経営では、米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを考慮すれば中通りも全算入生産費をクリア。

### (2) 課題

- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを考慮せず、全算入生産費をクリアするためには米価水準を約1,500円/60kg程度引き上げ、生産費を5ha以上規模水準(100,000円/10a程度)まで引き下げることが必要。



## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 4. 集荷・販売・流通

### (1) 現状

#### ア. 生産

- 福島県の27年産水稲生産量(主食用米)は342,600ト(作付面積61,500ha)と全国7位、東日本大震災前は全国4位と、全国屈指の米主産県。
- 非主食用米を含めた27年産全水稲作付面積は70,300ha、中通り、浜通り、会津地方の全水稲作付面積比率はそれぞれ56%、12%、33%。飼料用米を中心とする浜通り地方の作付再開により、年々全水稲作付面積は増加傾向。
- 水田本地面積は95,600haと想定、麦・大豆・園芸作物等で9,240ha程度利用されているが、16,100ha程度が不作付地となっている状況。

#### イ. 銘柄・作柄・品質

- 27年産米として生産している主要品種はコシヒカリ、ひとめぼれ2品種で85.9%を占める、その他品種としては県開発オリジナル品種天のつぶが8.6%を占め、この上位3品種で全作付面積の94.5%を占める状況(米穀機構調べ)。
- 作柄は安定し、不作の年は少なく過去10年の平均作況は「101.7」、品質も良く、安定し過去10年の平均1等比率は90.4%。
- 穀物検定協会食味ランキングも会津地方中心に毎年特Aランキング入り、27年産米は会津コシヒカリ、中通りコシヒカリ、会津ひとめぼれが特A取得。

#### ウ. 需給調整・価格形成

- 本県は首都圏に近く、従来から多様な流通ルートが存在、このため東日本大震災までは過剰作付が続き、23年産米過剰作付面積は11,300haを超える状況、このためとりわけ需給緩和環境下では価格形成上問題となる県としての評価。

#### エ. 消費・流通・販売

- 福島県内米消費量は10万ト程度と想定、福島県産米の消費はその7割程度にとどまっていると想定、このため結果として生産量のうち27万ト程度を県外に販売せざるを得ない構図。このため福島県産米の販売環境は全体需給に大きく左右される状況。
- 県内には商系集荷業者も多く、主食用米JAグループ集荷シェアは40%程度にとどまる。集荷手法もJAグループと商系業者との競争関係から、特に中通りでは買い取りによる集荷が一般的。
- 販売・需要先も、業者間取り引き、先物取引上場への数量も多く、県内消費は別として従来から単品で量販店における棚を確保しているケースは少なく、価格とセットで業務用・ブレンド原料として多く使用されていると想定。
- なお、近年では業務用として大手コンビニエンスストア向けの取引が複数年・事前契約の形態で25,000ト程度占めるようになってきている。

### (2) 課題

- 需要に応じた米生産の徹底により、過剰生産の回避を徹底
- 価格変動が大きい、コシヒカリ生産比率の引き下げ
- 継続した生産指導の徹底による、高品質の維持
- 銘柄別の安定した価格水準の実現
- 県内における「ふくしま米」消費量の拡大
- 最終需要者を特定した取引の拡大促進

## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 5. 中山間地の現状

### (1) 現状

#### ア. 営農環境の整備

○高齢化や後継者不足等に起因する営農継続への不安感から、ほ場整備に踏み切れない場所もある状況。

#### イ. 主食用米等の振興

○平坦地域と比較して狭小な水田が多いことから大型機械の導入が進まない。また家族労働力に依存した稲作経営を続けるために、他作物からの収入や給与等をつぎ込み営農を継続している状況。

○高齢化・担い手不足が平坦地域より顕著、ほ場条件から大規模経営が困難であり、コスト削減の取組みが制限。

#### ウ. 園芸作物の振興

○中山間地域においては、遊休農地や畑地が多くあり、園芸作物の水田への新たな導入が進んでいない状況。

○高齢化や後継者不足のため担い手組織は稲作生産の受け皿としての役割が主、野菜・果樹等高収益作物導入が進まない状況。

#### エ. 畜産の振興

○比較的小規模な畜産農家が多く、水稻等との複合経営が展開されている、一方大規模畜産農家も局在している状況。

○規模が大きい畜産農家では、WCS用稲や飼料用米の利用が進んでいる状況。

### (2) 課題

#### ア. 営農環境の整備

○ほ場整備で区画整理を実施しないと、農地の借り手がなくなる状況懸念、さらに農地が荒廃し農業離れが進む危険性。

#### イ. 主食用米等の振興

○条件不利水田は遊休化しやすい、地域として省力栽培が可能な飼料用米等に取り組むことが必要。

○高齢化や過疎化等が進む地域では、集落営農組織など担い手組織の育成が急務。

#### ウ. 園芸作物の振興

○水田の畑地化を進めるなどにより、水田への野菜・果樹等高収益作物の導入を進め、稲作への依存度を下げる必要。

#### エ. 畜産の振興

○飼料用米やWCS用稲の拡大に伴い、地域内での流通・販路体制の構築が必要、牧草や飼料用とうもろこしの維持拡大に向け生産組織の育成が必要。

## Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 6. 被災地域の現状

### (1) 現状

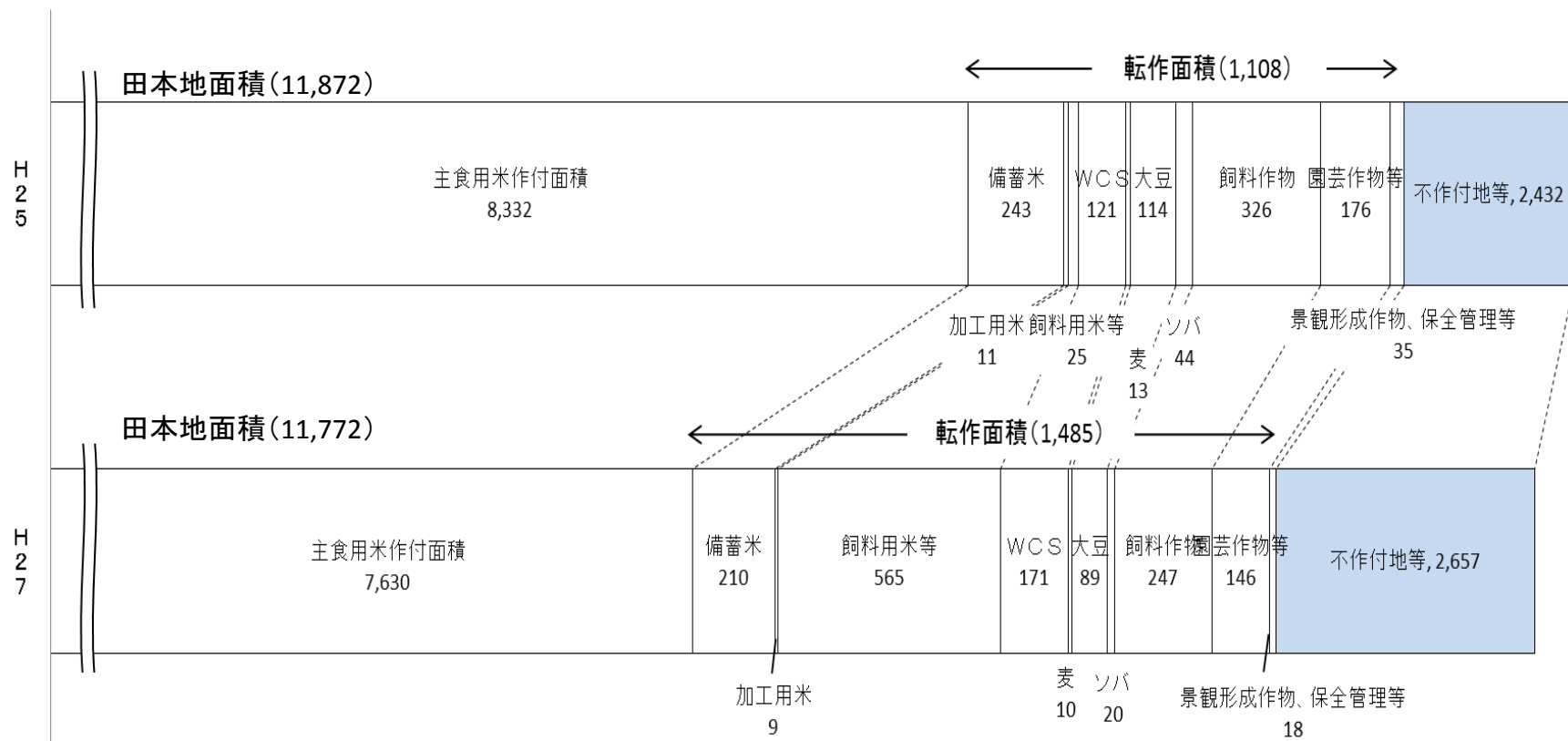
- 農業者の帰還が進まず担い手不足の状況、またほ場整備後の作付作物が決まらない状況。さらに農地の貸し手意向農家が担い手農家を大きく上まわる状況。
- 相双地域の大豆、麦類団地が津波と原発事故で壊滅、ナタネは油に放射性セシウムが移行しないことから原発事故被災地域での作付が増加。
- 農地復旧にあわせて、区画整理、用排水整備などの基盤整備に取り組む地区もみられる状況。
- 市町村、地域により取り組みの進み具合が異なるが営農再開のための組織づくりや営農ビジョン(品目選定)の検討が行われている地域が多く、今後の園芸作物の導入に期待。
- 米販売に風評が残っているため 営農再開に合わせて販売先の確保がしやすい飼料用米の取り組みが進む実態。

### (2) 課題

- 避難地域等では避難指示解除後も帰還が進まないことが懸念、営農はもとより農地保全が課題。
- 農業者の帰還、担い手農家の確保が重要。
- 今後の園芸作物の導入が期待されることから、花きや業務加工用野菜を中心にいかに推進するかが課題。
- 飼料用米の取り組みの拡大に併せて、本作化に向けて、多収技術導入や低コスト栽培、保管流通体制の構築が重要。
- 主食用米の生産と販売に向けて、安定的な販売先の確保などの支援が必要。

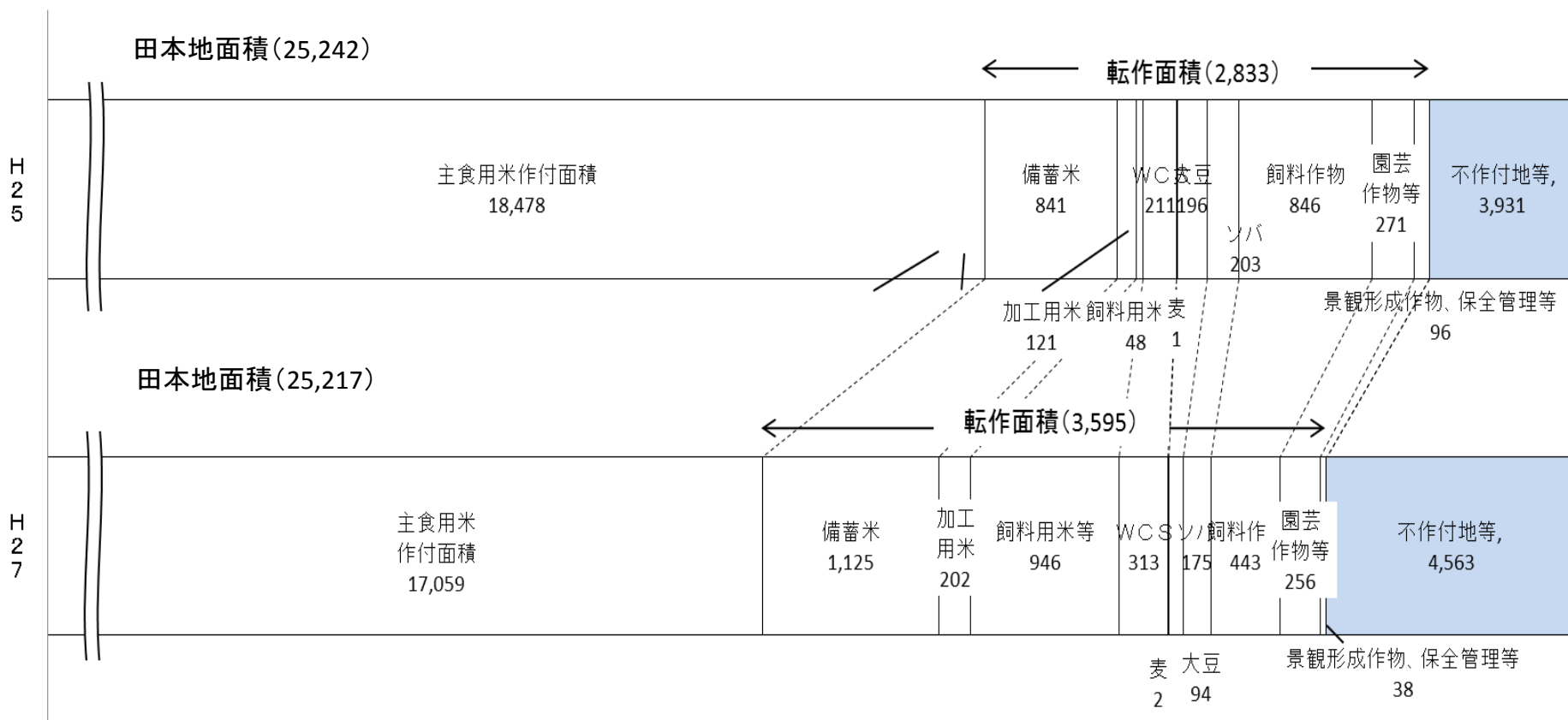
### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 1. 県北地方

- 水稲は小規模経営多く、水稲と果樹、果菜類、葉茎菜類、花き等との複合経営多い。
- 水田を活用した園芸作物への転換を積極的に推進する必要。
- 畜産業も盛んであるため、今後もWCSや飼料用米等の作付を拡大。
- 中山間地域においては集落営農組織を育成、主食用米生産を確保しつつ、飼料用米・加工用米等の生産拡大に取り組む必要。
- 営農再開地域における飼料作物作付拡大促進のため、コントラクター(飼料生産組織)等育成。
- 除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、稲WCS等の生産を一体的に促進する必要。



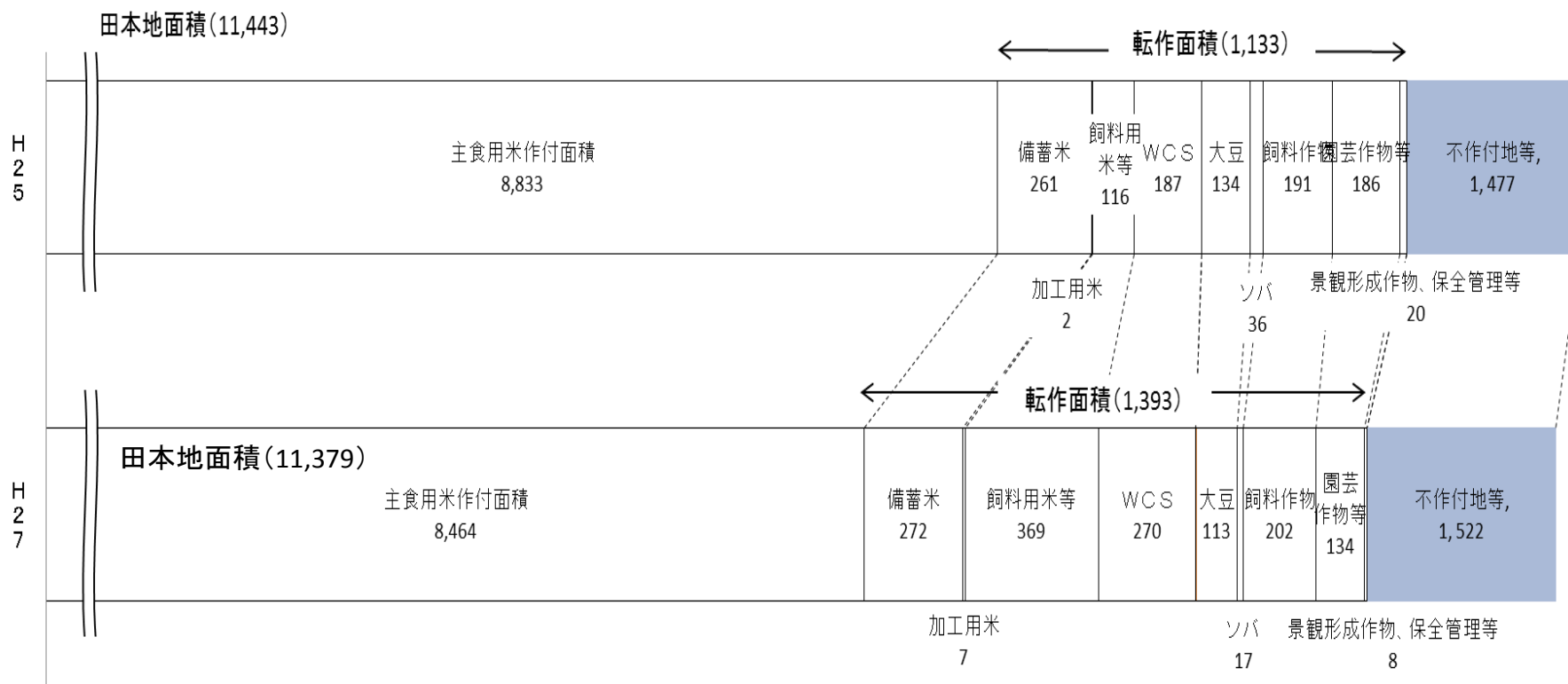
### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 2. 県中地方

- 小規模稲作農家の需給調整への関心が低く、過剰作付となる地域が存在。
- 平坦地域は、良食味米生産が行われており、農地集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減する必要。
- 中山間地域は、集落営農組織の育成、主食用米の生産を確保しつつ、飼料用米・加工用米等の生産拡大を推進する必要。
- 繁殖・酪農は小規模経営が多い、肥育は大規模経営、WCS・飼料用米等作付を拡大し、畜産農家との連携強化を促進する必要。
- 消費地でもあることから、野菜、花き、果樹との複合経営多い、水田を活用した園芸作物への転換を積極的に推進する必要。



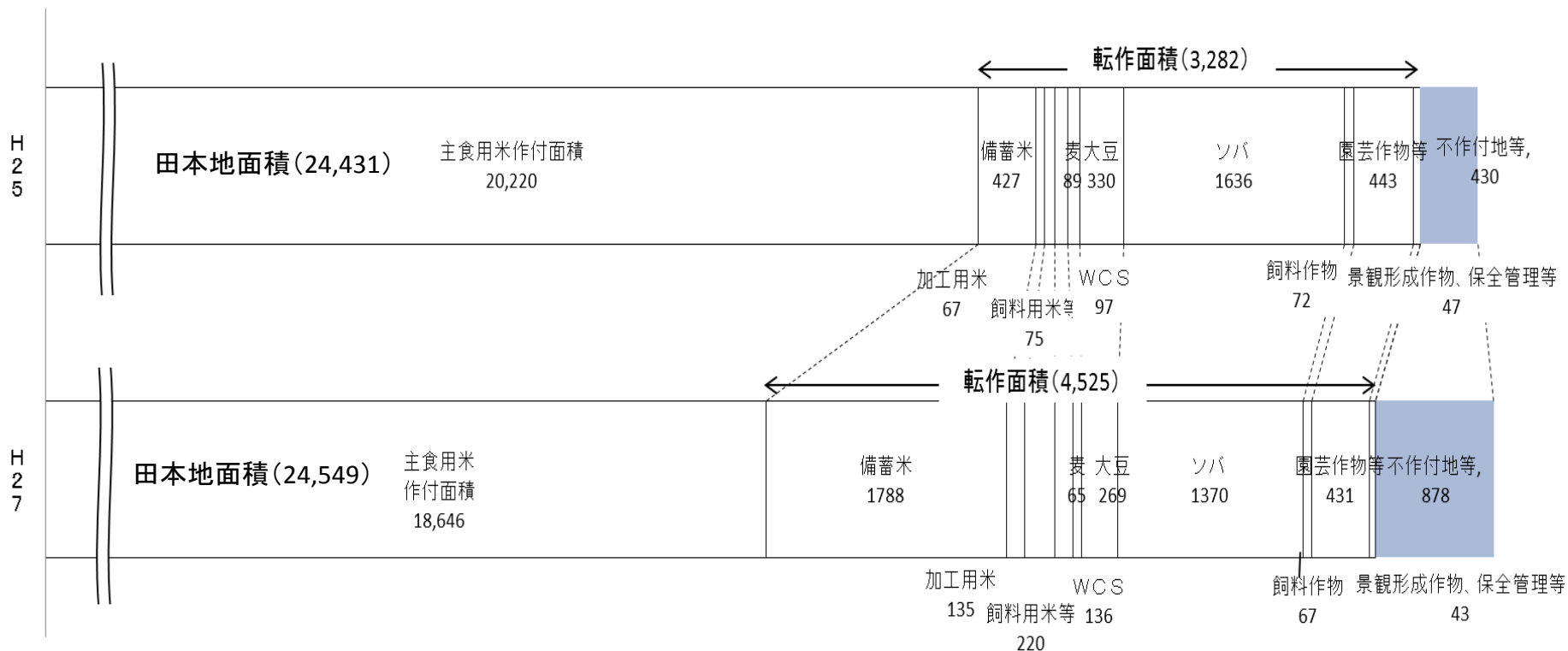
### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 3. 県南地方

- 平坦地域は、良食味米の生産が行われており、農地集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減する必要。
- 中山間地域は、集落営農組織を育成し、主食用米の生産を確保しつつ、西白河地方では酪農、東白川地方では繁殖・肉用牛の経営体が多いことから、構築連携の取り組みによりWCS、飼料用トウモロコシの利用拡大をすすめる必要。
- 耕畜連携の取り組みによりWCS、飼料用とうもろこしの利用拡大が進んでおり、地域の畜産農家との連携強化を促進する必要。
- 大豆生産を維持しつつ団地化推進、大豆300A技術などの新技術を積極的に導入、生産コストの低減と品質の向上を図る必要。



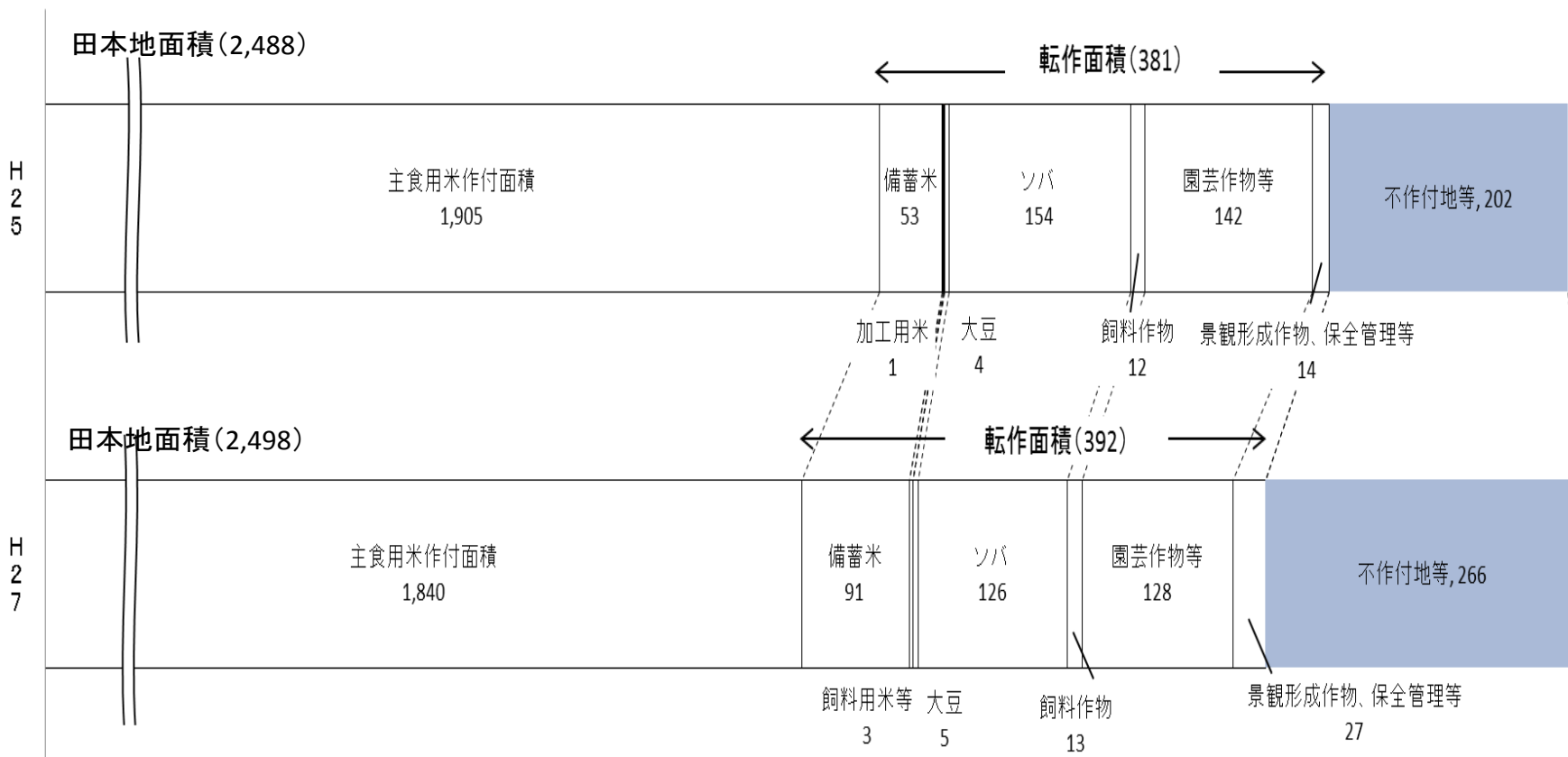
### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 4. 会津地方

- 良食味米産地として高品質化や特色ある米づくりを継続、農地集積による経営規模拡大を図り、生産コストの低減を図る必要
- 地域の担い手が水稲生産を受託しきれなくなっていることから、飼料用米の導入などで作業労働力の分化必要。
- 地域ごとにアスパラガスやトマト、花きなどの園芸作物の導入により経営複合化を進め、稲作偏重からの脱却を進める必要。
- 中山間地域は、集落営農組織を育成し、農地集積により主食用米生産を維持しつつ、園芸作物を取り入れ経営の安定を図る必要。



### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 5. 南会津地方

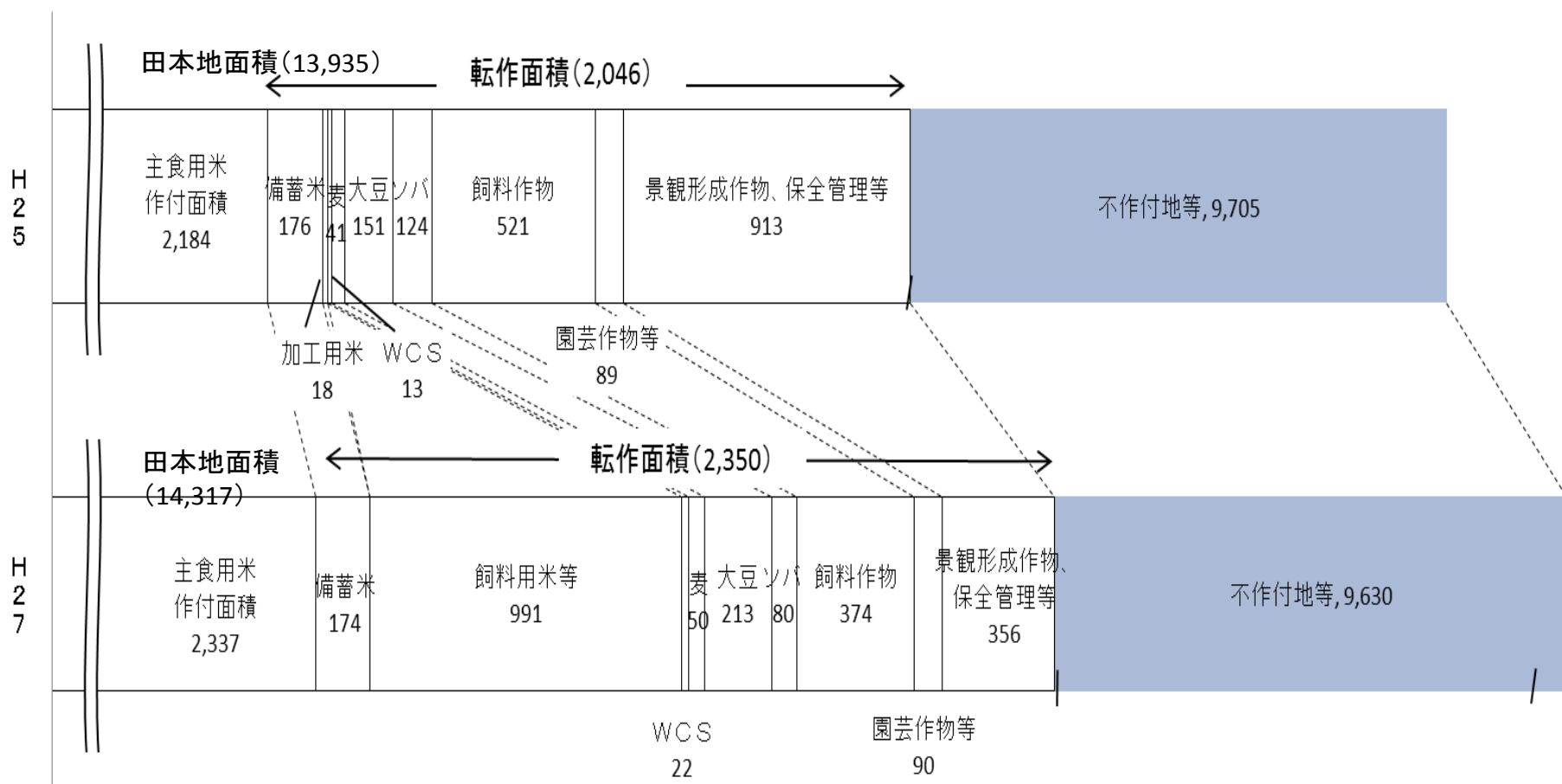
- トマト・アスパラガスなど産地化、年間数名新規作付者存在、一方既存生産者高齢化が進んできている状況。
- 稲作担い手は、これら園芸作物との複合経営主体、水稻部門の規模拡大困難。
- 山間部では水田ほ場区画が小さく、稲作作業の効率化が図りにく、農地集積が進みにくい状況。
- 園芸作物の導入が進んでいることから、さらに経営の複合化を進めていく必要。





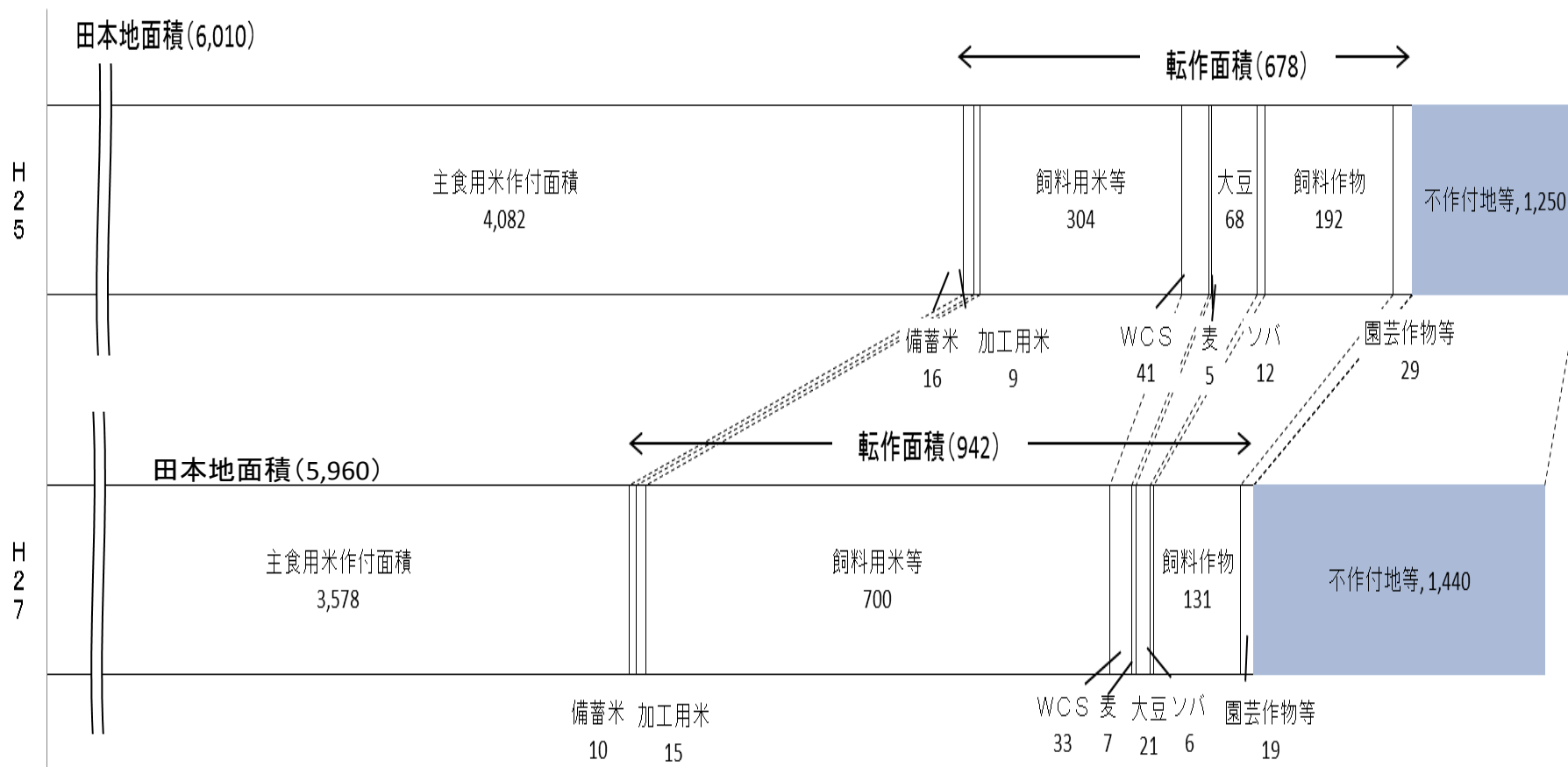
### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 6. 相双地方

- 東日本大震災・原発事故に伴い、未だに通常の営農が制限される地域が存在。
- 十分に安全性が確認された農産物であっても買い控えが起きるなど、風評による大きな影響を受けている状況。
- 非主食用米作付により営農再開した地域は、今後主食用米への切り替えが想定、非主食用米との組み合わせを整理する必要。
- 営農再開地域における飼料作物作付拡大を促進するため、コントラクター(飼料生産組織)等を育成。
- 除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、WCS等の生産を一体的に促進。



### Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 7. いわき地方

- 飼料用米の取組が地域として定着しつつあり、主食用米と飼料用米とを組み合わせた営農が確立しつつある状況。
- 消費者需要が大きいことから、地域内の米直販の取り組みを継続しながら、特色を生かした園芸作物の導入促進をはかる必要。
- 認定農業者等への農地集積により経営所得安定対策等への加入を促進し、全体として経営安定を図る必要。



## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

### (1) 水田農業の振興方策(26年度～29年度)における取り組み

#### ア. 水田農業の振興方策に係る基本方針

- プロフェッショナル経営体の増加、認定農業者等の育成、農用地の利用集積を促進
- 経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営を安定
- 地域特性を生かし、主食用米のより一層の食味向上と創意工夫あふれる多様な米づくり、飼料用米等の生産や園芸作物への転換を促進し、水田をフル活用
- 県産米の風評対策の継続的取組と、食味の良さなどを生かし、県内外において積極的に販路を拡大
- 避難地域の農業の将来像の検討、津波被災地等での新たな営農体系の構築や担い手の確保を図り、営農再開を促進
- 地域ごとの地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米を取り入れた経営、園芸との複合経営等の実現

#### イ. 水田農業の振興方策に係る評価(中間)

- 29年の作付面積目標値に到達している転作作物は無い状況。
- 主食用水稲作付面積は、26年産の米価下落の影響もあり、27、28年に飼料用米を中心とする非主食用米の取り組みが大幅に拡大し、目標より深掘りが進んでいる状況。
- 備蓄米は本県優先枠である20,000トンが落札され、計画どおり取り組まれている状況。
- 新規需要米の飼料用米やWCS用稲は、需給調整の手段として取り組みは拡大しているが、目標値まで達していない状況。
- 畑作物である麦、大豆、ソバは原発事故による風評が依然として根強いこと、大豆では放射性物質検出への懸念、ソバでは単価の下落等もあり、目標値を大きく下回っている状況。
- 飼料作物は、牧草の除染が進んだことで作付再開が進み、ほぼ目標値近くで作付となっている状況。
- 園芸作物等は、新規参入が進む一方で、高齢化等からの撤退も多く、目標を大きく下回っている状況。
- 転作作物作付面積は、目標とした23,180ha対して3,500ha少ない19,700haに止まっており、景観形成作物や保全管理地、不作付地等が約4,500ha増加。

# ○「福島県の水田農業の振興方策」における目標と現状

## 「福島県の水田農業の振興方策」における水田作付作物推移（目標と現状）

年次	田本地面積 96,600											
	転作作物作付面積 23,180										景観形成作物 保全管理地 不作付地等 11,420	
平成29年（目標）	主食用水稻作付面積 62,000 (27年産米生産数量目標751万t-消費量減8万t×2年) ×本県シェア4.52%	備蓄米 3,700	加工用米 1,000	新規需要米 7,900	飼料用米他 6,700	WCS 1,200	麦 280	大豆 1,400	ソバ 2,400	飼料作物 3,300		園芸作物等 3,200
平成28年（現状）	主食用水稻作付面積 60,100	備蓄米 3,684	加工用米 357	新規需要米 6,620	飼料用米他 5,548	WCS 1,072	麦 178	大豆 866	ソバ 1,920	飼料作物 3,198 (H27統計値)	園芸作物等 2,712 (H27統計値)	景観形成作物 保全管理地 不作付地等 15,965
		田本地面積 (95,600) (H27統計値)										
		転作作物作付面積 19,535										

# ○「水田農業の振興方策」にかかる基本方針施策の目標に対する進捗状況

施策の目標(抜粋)	現況値[A]	目標値[B]	実績値[C]	進捗率(%)		特徴的な動き
	(H25)	(H29)	(H27)	C/A	C/B	
認定農業者数(経営体)	6,392	7,600 以上	7,730	120.9	101.7	○認定農業者が経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)の加入要件。(H27産からいずれも規模要件無し)。
ナラシ対策に加入した面積割合(%)	18 (H26)	50 以上	33.4 (H28)	185.5	66.8	○27年度より制度加入のための面積要件がなくなったこと、農地集約等により増加
県内産主要3品種の食味ランキングにおける特A割合(%)	42	100	50.0	119.0	50.0	○H25～27年産会津コシ、ひとめぼれとも3年連続特A評価。
1等米比率(%)	92	95	91	99.1	95.8	○H25,H26は斑点米カメムシによる着色粒発生、H27は登熟期の低温少照による登熟不良から未熟粒が発生
飼料用米の作付面積(ha)	514	6,600 以上	5,519 (H28)	1073.7	84.9	○多収品種以外の取組に産地交付金一万円以内/10aの助成。営農再開地域で作付を増やしている。
学校給食の県産米利用割合(%)	85 (H23)	100	93	109.4	93.0	○東日本大震災後、一時県産米の利用割合が低下したものの、震災前の水準に戻りつつある。
野菜が経営の中心となる経営体(経営体)	6,500	7,500 以上	6,100 (H26)	93.8	81.3	○南郷トマト産地では新規栽培者確保活動によりH27は9戸の新規栽培者が確保された。

# IV. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

## (2) 需給調整の取り組み

### ア. これまでの経緯

- 福島県は22年産米まで全国有数の過剰作付県、その規模は11,000ha超の実態、民主党政権による戸別所得補償制度導入以降生産数量目標の市町村への配分は、23年産米から水田面積を基礎とした一律配分に徐々に転換(25年産米で完全一律)。
- 23年3月に発生した東日本大震災・原発事故により、全水稲作付面積は急激に縮小(22年産81,900ha→23年産66,000ha、▲15,900ha減少)。
- 同時に、浜通り地方から、中通り・会津地方への大規模な生産数量目標の県内調整が発生。
- 全水稲作付面積縮小と大規模な生産数量目標の県内調整発生により、結果として過剰作付面積は大幅に縮小、結果26年・27年産・28年産と産生産数量目標をクリア。

### イ. 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」(以下、県協議会という)を中心とした需給調整の取り組み

- 生産年前年年末に、国の都道府県別生産数量目標決定を受け、県から市町村へ生産数量目標を配分するとともに、①県協議会による生産数量目標地域間調整方針、②国の予算決定にもとづく産地交付金県域単価等の考え方等を地域農業再生協議会に提示、年明け以降地域における水田フル活用方針検討、地域間調整の取り組みをはじめとする需給調整の取り組みを現場に推進する、というのが基本的な取り組みの流れ。
- 26年産米価の大幅下落を受け、飼料用米を中心とする非主食用米への転換を強力に推進した結果、27年産米においては生産数量目標をクリアし、飼料用米も3,790haと前年産の4倍強に拡大、結果米価も前年産対比1,000円/60kg以上上昇。
- 28年産も基本的にこの取り組みを継続、主食用米の作付面積は1,400ha減少するとともに、飼料用米の作付面積は1,700ha以上増加し、生産数量目標をクリア。
- 一方、浜通りにおける作付再開もすすみ、浜通りの全水稲作付面積は27年産米で+724ha、28年産米で+1,069ha増加、ただし、主食用米による拡大は少なく、飼料用米他を中心とする営農再開となっている実態。

### ウ. 課題

- とりわけ中通り地方は、県北地域を除き、潜在的な過剰作付地域、会津地域においても恒常的な過剰作付地域が存在。実態として米の生産条件が良い地域、都市部で小規模生産者が多い地域、集荷業者が多く競争が激しい地域が概ね過剰作付となっている状況。
- ここ直近の課題は、以下のとおり。
  - ①小規模生産者は、需給調整の取り組みの必要性の認識が希薄であり、経営所得安定対策への取り組み実績も低い。
  - ②地域農業再生協議会(市町村)の水田面積把握が不十分であり、統計面積とのかい離が大きい。
  - ③飼料用米を主体とする需給調整の取り組みがすすんでいるが、一般品種による作付が多く、多収品種での取り組みが不十分。
  - ④浜通りにおける作付再開は今後とも継続、全体需要が縮小するなかで、今後の制度別・用途別作付指導を早期に確立する必要。
  - ⑤浜通りからの県間調整が近年1,000ha規模で発生、引き続き浜通りの作付再開との関係で対応の整理が喫緊の課題。

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

### (3) 関係機関の取り組み(需給調整関係)

#### ア. 概要

##### ○生産数量目標配分および地域間調整実施

- ①生産数量目標配分は、県協議会からの意見具申を受け、県が配分ルールを決定し、市町村ごとの生産数量目標を決定・通知。
- ②県協議会は、地域間調整の諸条件(手順・単価等)を決定し、地域農業再生協議会を窓口地域間調整を実施。
- ③地域農業再生協議会は農業者別生産数量目標設定ルールを決定、市町村は地域農業再生協議会の構成員として参画。
- ④JA等団体は方針作成者として、農業者別生産数量目標を調整、農業者別に目標数量を決定。
- ⑤農業者、方針作成者は生産数量目標の生産者間、方針作成者間調整を実施。
- ⑥市町村、地域農業再生協議会は生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積の確認。

##### ○水田フル活用ビジョンの作成

- ①県、県協議会は連携のうえ、県全体の水田フル活用ビジョンを作成。
- ②県は産地交付金の要件設定・確認・市町村への指導を実施。
- ③地域農業再生協議会は水田フル活用ビジョンを作成、産地交付金の要件設定・確認を実施。

##### ○経営所得安定対策の普及推進

- ①関係者(福島支局・県・県協議会・市町村・地域農業再生協議会・JA等団体)が一体となり経営所得安定対策等の推進。
- ②地域農業再生協議会は交付申請書、営農計画書等申請書類配布・回収、整理とりまとめ、受付・システム入力、福島支局は地域農業再生協議会と連携し推進。
- ③福島支局・地域農業再生協議会は連携し、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付面積等の確認を実施。

#### イ. 課題

- 関係機関別役割分担は整理されているものの、実態は県・市町村行政主体の運営、一方一部市町村は行政執行体制が不十分。
- 震災以降の需給調整の取り組みは、地域間調整が最も主要な対策、備蓄米・飼料用米がそれに続く対策となっている、このため地域間調整の見通しがたたないと本格的飼料用米推進が進まず、取り組みが全体的に後ろ倒しになる傾向が続いている状況。
- 需給調整にかかる取り組みについては関係者一体となって取り組んでいるが、水田フル活用ビジョン作成や経営所得安定対策推進は需給調整の取り組みに付随したものとなっており、地域の水田農業をどうするのかとの観点からの深掘りがすすんでいない状況。
- 農業者別水田情報整理が十分でなく、水田面積、農業者別耕作の有無について実態把握が不十分であるとともに荒廃農地・遊休地対策には手が付けられていない実態。
- 地域農業再生協議会運営が生産数量目標の農業者別生産数量目標設定ルール決定や需給調整推進に集中している実態にあり、担い手、集落営農組織、方針作成者の参加が不十分で、地域の水田農業のあり方をどうするのかという観点が希薄。

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (1) 水田フル活用の取り組み

#### ア. 主食用米

- 今後とも米価安定のため、需給情報等を踏まえた需要に応じた米づくりを進めることを基本とし、近年では業務用米の需要が大きくなっていることから、一層の生産コスト低減を推進。
- 担い手が一層の規模拡大をはかるため、品種構成の見直しや直播栽培の導入等を推進するとともに、低コスト技術・資材の導入による生産コスト低減を促進。また地域段階において乾燥調製施設等共同利用施設の整備等を支援し競争力の強化を実現。
- 本県は、消費者の評価の高い「コシヒカリ」「ひとめぼれ」の主要産地、今後ともこれらの強みを生かして食味ランキング「特A」を目指し一層の食味向上に取り組み売れる米づくりを促進。
- 本県オリジナル水稲品種「天のつぶ」、「里山のつぶ」については、JAや集荷事業者と連携し、生産者のリスト化・登録制等による栽培管理の徹底などにより食味と品質の向上を実現。なお、今後ともトップブランドとして育成する新品種開発に早急に取り組む。
- 本県産米の安全性確保と競争力強化を図るため、国ガイドライン準拠等GAPの取得を推進。
- 日本型直接支払制度(環境直接支払交付金)等を活用しながら、環境と共生する米づくり(有機栽培、特別栽培等)を促進。
- 中山間地域において比較的条件的の良いほ場については、担い手農家や集落営農組織への農地集積を進めるとともに、主食用米として収量性や食味に優れる「里山のつぶ」の作付けを推進。
- 被災地域においては、作付再開直後は風評被害も大きいと想定されることから、当面は飼料用米の取り組みを進め、風評等の状況を見ながら主食用米の生産拡大を推進。

#### イ. 非主食用米

- 水田活用の直接支払交付金等を活用し、飼料用米や加工用米など需要のある非主食用米の作付拡大を促進。
- 飼料用米は、多収品種での作付面積拡大を推進するとともに、栽培技術の高度化、団地化の取り組み等により、本作化と収量向上と生産コストの低減を実現。
- 飼料用米流通は、地域での情報収集とマッチングの取り組みを進め耕畜連携を図るとともに、集荷・利用形態に合わせた流通・加工施設の整備を促進。
- 加工用米は、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進。
- 備蓄米は、需給調整の手段としても有効であることから、県優先枠確保を図りながら産地交付金の活用による安定生産を促進。
- 被災地域においては、大区画ほ場整備が進んでいるほかカントリーエレベーター等施設整備も進んでおり、県内の他地域と比べ生産コストの低減が可能な地域。このため大規模担い手を育成するとともにスケールメリットを生かした飼料用米の作付けを推進。



## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### ウ. 畑作物

- 畑作物(麦・大豆・そば・なたね)は、販売収入を向上させるとともに、収量品質に応じた交付金を確保し、所得を向上するため、排水対策や適正施肥、適期防除の徹底などにより、収量・品質の向上を促進。
- 麦、大豆は、産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等での産地の回復を促進するとともに、用水問題で水稲の作付が難しい地域等での作付を推進。
- そばは、観光などと結びついて地域の活性化に寄与、品質向上を図るとともに、経営所得安定対策のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進。
- なたねについては、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力災害等により水稲の作付が本格的に進んでいない地域において、営農再開の先駆けとなる作物として取り組みを促進。
- 中山間地域を中心に、高齢化に対応して集落営農組織による畑作物の団地化を促進、また既存組織の作付拡大や省力化を支援。

### エ. 園芸作物

- 園芸作物は、土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、経営転換や複合化を促進。また、新規就農者や他産業からの新規参入者、定年帰農者等の新たな担い手を確保するとともに 集落営農組織や農業法人での園芸作物の導入を促進。
- 土地利用型園芸作物による大規模経営への転換を推進するとともに、団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進。また、施設化や作型分化を進めるとともに、ICT技術(情報通信技術)を活用した環境制御などの新たな技術の導入を促進。
- 消費・流通形態が多様化している中で、ブランド化を進めるとともに市場や実需者からの提案への対応や加工・業務用野菜を含めた新たな市場開拓を促進。
- 中山間地域においては、高品質安定生産に向けて施設化や省力技術、新技術の導入を進め、収益性の高い園芸作物への転換を促進。
- 被災地域においては、風評を受けにくい花き、加工・業務用野菜をはじめとした土地利用型園芸作物の導入を促進。また、放射性物質の影響を受けにくい大規模施設園芸による安全・安心な農産物の生産を推進するとともに、ICT技術を活用した温度等の環境制御や栽培の省力化を促進。

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### オ. 飼料作物

- 飼料用米やWCS用稲は、水田を活用した自給飼料として生産拡大が期待されることから、地域での耕種農家と畜産農家の結びつきを深め、生産の拡大と利用を促進。
- 水田を有効に活用して、飼料用トウモロコシや単年生牧草などの飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進。
- 畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、飼料用米等の稲わらの利用と畜産農家のたい肥等の有効利用を促進。
- 営農再開地域における作付拡大を促進するため、コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、WCS用稲等の生産を一体的に促進。

## (2) 担い手および農地集積

### ア. 担い手の育成・確保

- 高生産力・高収益により経営を継続的に発展、個別経営所得1,000万円以上、法人経営販売金額1億円以上の収益を目指す。
- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成と状況に応じた見直しを行い、このなかで担い手として位置づけられた意欲ある農業者や農業生産法人等を認定農業者に誘導。
- 集落ぐるみの営農組織の育成に向け、地域での話し合いの促進や法人化を支援。
- 新規学卒者をはじめ、Uターン・Iターンなど各新規参入者の就農を促進、認定新規就農者へ誘導するとともに、企業等の農業参入を支援し多様な担い手を確保。
- 避難地域では、地域ごとに農業者等意見を十分に聞きながら、地域農業の将来像を検討するとともに、農業者の帰還や復旧段階に応じ、その実現に努め、営農再開を促進。

### イ. 農地集積

- 農地中間管理機構による農用地利用集積を加速、農用地の受け手となる担い手の経営規模の拡大を促進。

### ウ. ほ場整備

- 稲作だけでなく、野菜・果樹等高収益作物の導入もはかれるような区画整理や汎用化水田の導入を促進。

### エ. 日本型直接支払

- 日本型直接支払制度を活用し、地域の農業者等が取り組む共同活動を支援。
- 被災地域においては、帰郷した協定集落や農業者等が速やかに中山間地域等直接支払事業または多面的機能支払事業に取り組むことができるよう市町村と連携した支援を促進。

# ○需要に応じた米生産への取り組み【水田農業の振興にかかる中期目標】

指 標	内 容	現況値(H27)	目標(H34)等
認定農業者数(経営体)	農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画認定数	7,730	8,000以上(H32)
農用地利用集積率(%)	担い手に利用集積された水田面積の割合	42	75以上(H35)
新規就農者(人)	新たに年間150日以上農業従事を予定している者	212	220(H32)
水田ほ場整備率(%)	農振農用地における整備率	71.2	76以上(H32)
ナラシ対策に加入した面積割合(%)	主食用米・麦・大豆でナラシ対策に加入した面積の割合	32	75%以上
コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ特A割合(%)	日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特A割合	50	100
県オリジナル品種の作付面積(ha)	「天のつぶ」、「里山のつぶ」の作付面積	3,913	8,000以上
飼料用米の作付面積(ha)	飼料用米を作付した面積	5,520(H28)	9,300以上
飼料米多収品種面積(ha)	飼料用米多収品種を作付した面積	1,226(H28)	9,300以上
複数年契約加工用米作付面積(ha)	水田活用の直接支払交付金を利用した複数年契約	330	480以上
水田における園芸作物の作付面積(ha)	水田に園芸作物を作付けした面積	2,712	3,000以上
飼料作物の作付面積(ha)	作物統計等により水田に作付された飼料作物の面積	3,198	3,300以上
飼料用米の県内流通量(ト)	県内の畜産農家等へ直接給与された数量	1,324	5,000以上
銘柄別作付比率(%)	主食用米コシヒカリの作付面積比率	66	55
県内消費率(%)	県内における「ふくしま米」の消費率	70程度	90以上
生産コスト削減目標(円/10a)	全算入生産費水準	120,000	100,000
主食用米の販売価格水準(円/60kg)	県全体の販売価格水準(税込)	12,000程度	1,500以上引上げ
主食用米作付面積(ha)	需要に応じた主食用米作付面積削減方向	60,100(H28)	56,500程度
大豆の上位等級(1, 2等級)比率%	農産物検査における1, 2等級の割合	36	50(H32)
そば1等級の割合(%)	農産物検査における1等級の割合	42	70(H32)

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (3) 福島県全体の「制度別・用途別」作付計画および価格水準の目標

#### ア. 基本的考え方

##### ○制度別・用途別作付計画

- ①主食用米については、今後も全国ベースで8万ト/年需要が減少していくこと、および浜通り地方での作付再開が今後も継続するものの、福島県全体としては28年産米の主食用米作付面積をベースに毎年1%程度作付面積を減少させることを基本として計画。
- ②非主食用米については、年産別の主食用米の減少に対応する面積を飼料用米で拡大していくことを基本として計画、なお飼料用米については、多収品種割合を29年産で55%以上、34年産で100%とすることで計画。

##### ○主食用米価格水準

主食用米価格水準については、農業者所得において生産費削減とあわせ、米の直接支払交付金や「ナラシ」対策補てんがなくとも、全算入生産費がカバーできるよう価格水準の実現を目指す。

#### イ. 具体的な「制度別・用途別」作付計画

##### ○29年産米

###### ①主食用米

29年産米はほぼ28年産米と同面積とする、浜通り地方で+500ha程度作付再開を見込み、その他地方で生産数量目標の減少を加味し1,000ha程度削減。

###### ②非主食用米

①飼料用米は主食用米削減に対応し、中通り・会津地方で作付を拡大、加えて浜通り地方で若干の増を見込む。

②備蓄米・その他は、ほぼ28年産米と同じ水準と見込む。

###### ③全水稻作付面積

28年産+620ha程度の増加を見込む。

##### ○30年以降

①30年以降は、主食用米で前年対比▲600ha/年程度減少することを見込む、それに対応する飼料用米増は、中通り・会津地方で対応、加えて浜通り地方で100ha/年程度の増加を見込む。

②全水稻作付面積は、浜通り地方での作付再開分の増加を見込む。

#### ウ. 価格水準の目標

○27年産の米価水準を、34年産米で+1,500円/60kg程度引き上げることで計画。

○銘柄別作付計画では、コシヒカリの作付比率を34年産米で55%未満に引き下げ、その他を増加。

## IV. 需要に応じた米生産の取り組み 2. 今後の方向

### (4) 地方別水田農業振興の方向(イメージ)

地方区分	今後の方向性
県全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主食用米作付の着実な減少、飼料用米の着実な拡大促進</li> <li>○コシヒカリの生産削減を基本としつつ、地域に応じた品種構成の確立</li> <li>○コシヒカリは家庭用主体、ひとめぼれ・「天のつぶ」等は業務用主体の販売</li> <li>○県内販売の拡大と、県外向けには業務用中心の販売展開</li> <li>○飼料用米は多収品種の拡大と県内使用拡大、乾燥調製・保管等にかかる流通インフラの整備</li> <li>○担い手へ、集落営農への農地集積促進による生産コストの削減</li> <li>○中山間地における農地集積をすすめるための基盤整備の促進</li> <li>○以上による米価引き上げと生産コスト削減による農業者所得の確保</li> </ul>
県北地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進</li> <li>○中山間地における集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進</li> <li>○水田を活用した園芸作物への積極的転換</li> <li>○コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、飼料作物の作付拡大</li> <li>○地域内における「ふくしま米」消費の拡大</li> </ul>
県中地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進</li> <li>○中山間地においては集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進</li> <li>○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け拡大促進</li> <li>○水田を活用した園芸作物への転換</li> <li>○地域内における「ふくしま米」消費の拡大</li> </ul>
県南地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進</li> <li>○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進</li> <li>○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け促進</li> <li>○大豆生産の拡大促進</li> </ul>
会津地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進</li> <li>○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進</li> <li>○飼料用米生産の大幅拡大と作業集約による担い手不足への対応強化</li> <li>○園芸作物導入による水稻偏重からの脱却</li> <li>○酒米生産の拡大</li> </ul>
南会津地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園芸作物拡大による更なる複合化の促進</li> <li>○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進</li> <li>○酒米生産の拡大</li> </ul>
相双地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料用米生産主体による営農再開の促進</li> <li>○主食用米風評被害払拭の取り組み促進</li> <li>○なたね・園芸作物も含めた大胆な品目別生産基盤づくりの促進</li> <li>○コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、飼料作物の作付拡大</li> </ul>
いわき地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料用米生産の定着拡大</li> <li>○担い手への農地集積の促進</li> <li>○地域内における「ふくしま米」消費の拡大</li> </ul>

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (5) 需給調整のあり方

#### ア. 基本的考え方

- 自由な米の生産・流通制度のもと、30年産以降は「自己責任」と「地域で自ら水田農業のあり方を考える」という基本姿勢をふまえ、以下の考え方により「生産数量(面積)の目安」を設定し、需要に応じた米生産を実現。
- 米消費量の減少が続くなか、需要に応じた米生産を実現するため、全国の需要量変化に対応した福島県としての「生産数量(面積)の目安」を県協議会として情報提供。
  - 県協議会は地域農業再生協議会(市町村)の生産意向をふまえ、地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」を情報提供。
  - 地域農業再生協議会はこの「生産数量(面積)の目安」にもとづき方針作成者と連携し、需要に応じた米生産を推進。
  - 県協議会、地域農業再生協議会は需要に応じた米生産進捗を把握し、年産ごとの取り組みに係る総括を行い、次年産方針を提示。
  - この考え方を当面5年間程度継続、その後必要な見直しを実施する。

#### イ. 「生産数量(面積)の目安」の位置づけ

- あくまで「生産数量(面積)の目安」あり、県・地域農業再生協議会ともこれにもとづき需要に応じた米生産を推進。
- 直接的メリット措置との連動はないが、「制度別・用途別作付計画」・経営所得安定対策等加入とセットで需要に応じた米生産を推進。
- 「生産数量(面積)の目安」を地域農業再生協議会から生産者に提示することは、地域農業再生協議会の判断とする。

#### ウ. 「生産数量(面積)の目安」設定および運営の考え方

##### ○県段階の「生産数量(面積)の目安」の設定

- ①県協議会は、全国の必要生産量(面積)が前年産より○%減少した場合、福島県の前年産生産数量(面積)に全国の減少率を乗じて翌年産「生産数量(面積)の目安」を設定。なお状況により多少の幅をもって設定することができるものとする。
- ②同時に、県協議会は県全体の翌年産「制度別・用途別作付計画(面積)」を設定。

##### ○地域農業再生協議会(市町村)段階の「生産数量(面積)の目安」設定

- ①地域農業再生協議会は、前年産主食用米作付面積実績をベースに翌年産生産希望数量(面積)を整理。
- ②県協議会は①を県全体として集計し、それが県段階の「生産数量(面積)の目安」を下回る場合は①を地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」として整理。
- ③県協議会は②が県段階の「生産数量(面積)の目安」を上回る場合は、作付再開地域の主食用米生産を優先し、残りを県の「生産数量(面積)の目安」に合致するよう一律削減することを基本として調整し、地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」を提示。
- ④県協議会は、地域農業再生協議会の「生産数量(面積)の目安に」もとづき進捗を把握し、毎年9月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。
- ⑤地域農業再生協議会は、地域ごとの「生産数量(面積)の目安」にもとづき進捗を把握し、毎年10月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (6) 関係機関の役割分担(水田フル活用・需給調整関係)

#### ア. 基本的な考え方

2. (4)の考えにもとづき、30年以降は県協議会、地域農業再生協議会を中心とした必要な役割分担の見直しを実施。
- 国から県への生産数量目標の配分に頼ることなく、需要に応じた米生産に取り組むため、県全体の「制度別・用途別作付計画」作成と主食用米についての県全体・地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」の提示を新たに実施。
  - 県全体の「制度別・用途別作付計画」は、需給環境をふまえることはもとより、目標とする米価・農業者所得および生産基盤(担い手・農地利用等)のあり様を実現するためのものとして作成。
  - 地域においても、地域の水田農業をどのような方向に導くのかという観点から、地域全体の「制度別・用途別作付計画」を地域として目標とする米価・農業者所得および生産基盤(担い手・農地利用等)の実現を目指すものとして作成。
  - 県全体の「制度別・用途別作付計画」、主食用米の県全体・地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」作成および地域における「制度別・用途別作付計画」作成に際し、県協議会・地域農業再生協議会は当年産総括・翌年産取り組み方針およびすすめ方を整理し、それぞれ地域農業再生協議会および認定方針作成者等から意向についてヒヤリングを実施。
  - 県・地域別「制度別・用途別作付計画」は、基本的に水田フル活用ビジョンに連動するとともに、県協議会、地域農業再生協議会は「制度別・用途別作付計画」の進捗を把握。

#### イ. 主な役割分担

##### ○福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む)
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成
- ③主食用米の県全体の「生産数量(面積)の目安」の提示
- ④主食用米の地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」の提示
- ⑤主食用米の市町村別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握

##### ○地域農業再生協議会

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む)
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成
- ③当年産主食用米の市町村別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握

##### ○認定方針作成者

認定方針作成者は地域農業再生協議会の運営に積極的に参画し、地域の水田農業にかかる需要情報を提供。

##### ○その他

- ①需給調整の実効性をあげるため、県協議会・地域農業再生協議会は地域農業再生協議会、認定方針作成者、大規模生産者等との意見交換を積極的に実施。
- ②福島支局、県、市町村は従来からの役割分担を基本とし、県協議会・地域農業再生協議会の取り組みに積極的に参画し、指導を実施。

## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (6) 関係機関の役割分担(30年以降の水田農業のあり方実現に向けて)

#### ア. 経緯と課題

- これまでの県協議会を中心とした取り組みは需給調整・経営所得安定対策推進に特化、県・地域の関係者が現状を見据えどのような水田農業の姿を実現すべきかという点についての統一的ビジョン、統一的戦略にもとづく共通の目標が不明確、特に震災発生以降は、当然のこととして震災・原発事故からの復旧・復興がすべてに優先されてきたこと、この結果、生産・流通・消費の取り組みに一貫性がなくばらばらであったことは否めない現状。いまだ震災・原発事故から復旧・復興にはほど遠い局面も多々あるものの、30年以降の米政策の見直しを契機に、県協議会関係者が共通の目的を認識し、それを実現するための自らの位置づけ、役割を意識して、進捗管理および情勢変化をふまえ必要な追加的対策の検討・実施を行うことが必要。
- 水田農業振興の究極の目標は、水田農業生産の維持・拡大および農業者手取りの向上であり、その実現のための担い手の確保、農地の集積、コスト削減、需給調整、価格引き上げ、品質の維持・向上、新品種開発、販売戦略の構築。
- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は、これらを行政機関だけではなく、関係団体参画のもとオール福島として実現するための位置づけの組織、今後は設立趣旨をふまえ県協議会を中心に統一的な取り組みをすすめることが必要。

#### イ. 30年以降の水田農業のあり方実現に向けて(関係機関の連携)

- 今後、年1回程度「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として、福島県における水田農業の現状を確認し、水田農業生産の維持・拡大、手取り向上のため生産・流通・消費それぞれの立場からの取り組み内容、進捗を報告・確認し、今後の課題・対策を議論する場を設定。
- イメージとしては、県協議会として「当年産総括・翌年産方針および今後のすすめ方」を提示するタイミングに開催することとし、県協議会構成メンバーを中心に、担い手、農地集積、耕作放棄地対応、需給調整、コスト削減、新品種開発、流通・消費動向等について現状・課題および今後の対応等について報告のうえ、意見交換を実施。

#### ○「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」構成メンバー

福島県、福島県農業協同組合中央会、全農福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧協同組合、福島県市長会、福島県町村会、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(会長:福島県農業協同組合中央会、副会長:福島県)



## IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

### (7)「ふくしま米」の今後の販売戦略

#### ア. 「ふくしま米」流通にかかる基本認識

- 「ふくしま米」の県内における消費量は7万トンの程度と想定、福島県内全体消費量10万トンの7割程度、県外産米が3万トン程度流入。
- 県内消費は別として、従来から家庭用として単品販売される量は少なく、価格とセットで業務用・ブレンド原料として多く使用と想定。
- 業者間取引、先物取引上場数量も多く、どのような用途で使用され、全国どの地域の販売先で使用されているかも不透明な状況。
- 現行生産量の8割程度を県外に販売せざるを得ない需給環境、過剰の際は風評の影響により真っ先に排除される米の位置づけ。

#### イ. 基本的な考え方

○「ふくしま米」流通実態の現状を至急調査・分析、基本課題を整理することを大前提とし、当面「ふくしま米」流通にかかる基本認識にもとづき、以下の取り組みを実践。なお、流通実態調査・分析により、修正が必要な場合は、都度修正を実施。

##### ①主食うるち米生産計画

- 銘柄別作付構成についてはコシヒカリ55%、ひとめぼれ25%、「天のつぶ」他15%、その他5%を目標として取り組む。
- 良食味・良品質を維持する生産指導を徹底、主要6区分(会津・中通り・浜通りコシヒカリ、会津・中通りひとめぼれ、天のつぶ)においてすべて特A評価を獲得。
- 米生産におけるGAPの取り組みを拡大し、生産工程における信頼性を確保する。
- 県開発オリジナル品種については、生産者のリスト化・登録制の導入・拡大をすすめ、徹底した栽培管理を実施。

##### ②県内販売の拡大

- 県内販売・消費拡大に優先的に取り組む(現行10万トン程度の県内需要に対し、「ふくしま米」は7万トン程度の消費)。
- このため、県内消費率を毎年調査のうえ公表する方向で検討。

##### ③主食用米県内・県外販売目標の作成

- 県内販売は、家庭用8割、業務用2割を目標として銘柄別販売計画を作成し推進。
- 県外販売は、家庭用2割、業務用等8割を目標として地域別・銘柄別販売計画を作成し推進(県外販売は首都圏向けを8割と想定)。

##### ④銘柄別戦略

- コシヒカリは家庭用主体に取り扱い、ひとめぼれ、天のつぶ他は業務用主体として取り扱う。
- 「ふくしま米」全体の価格を牽引する家庭用向「トップブランド」新品种の開発をすすめ、生産者は登録制としコシヒカリとの代替をすすめる(全体で3万トン程度を目標)。

##### ⑤販売価格・事前契約

- 34年産における生産者所得目標を考慮しつつ、家庭用・業務用に対応した価格設定をおこなう。
- 事前契約の拡大を推進し(5万トン⇒10万トン(JAグループ7万トン、その他3万トン)、6月末時点民間在庫8万トン、契約率100%を目標)。

##### ⑥風評被害払拭・米輸出拡大にかかる環境整備の取り組み

- 特に浜通り地区主食用米については重点的に風評被害払拭に取り組む。
- 福島県産米の輸出拡大に向け、国と連携し輸入規制解除等に取り組む。

## V. 経営モデル

- 個別経営では、主食用米を中心として飼料用米などに取り組み、約650万円の所得を目指します。
- 集落営農や法人では、主食用米を中心に飼料用米など取り組み、約2,000万円の所得を目指します。

34年産を仮定した水田経営モデル

### 水稲単作経営(650万円手取規模)

(主要用米:飼料用米)

主食用米作付面積(ha)

飼料用米作付面積(ha)

	県北 (80:20)	会津 (77:23)	相双 (65:35)
主食用米作付面積(ha)	14.8	10.3	14.3
飼料用米作付面積(ha)	3.7	2.9	7.7
計	18.5	13.2	22.0

### 水稲単作経営(2,000万円手取規模)

(主要用米:飼料用米)

主食用米作付面積(ha)

飼料用米作付面積(ha)

	県北 (80:20)	会津 (77:23)	相双 (65:35)
主食用米作付面積(ha)	45.6	32	44
飼料用米作付面積(ha)	11.4	9	24
計	57	40.9	67.7

### 算定根拠

	主食用米		
	中通り	会津	浜通り
生産量(kg/10a) a 注1	522	588	506
販売価格(円/60kg) b 注2	14,000	14,500	13,500
流通経費(円/60kg) c	2,000	2,000	2,000
手取り(円/60kg) d=(b-c) × a	104,400	122,500	96,983
事業外収入(円/10a) e			
10a当たり収入 f=d+e	104,400	122,500	96,983
費用(10a当たり全算入生産費)(円/10a) g	102,864	102,864	102,864
労働費(家族)(円/10a) h 注3	22,429	22,429	22,429
自己資本利子(円/10a) i	2,849	2,849	2,849
自作地地代(円/10a) j	9,275	9,275	9,275
差引生産費(円/10a) k=g-h-i-j	68,311	68,311	68,311
差引所得(円) l=f-k	36,089	54,189	28,672

	飼料用米		
	中通り	会津	浜通り
	642	708	708
	1,200	1,200	1,200
	1,200	1,200	1,200
	0	0	0
	99,440	99,440	99,440
	99,440	99,440	99,440
	102,864	102,864	102,864
	22,429	22,429	22,429
	2,849	2,849	2,849
	9,275	9,275	9,275
	68,311	68,311	68,311
	31,129	31,129	31,129

注1 主食用米は、平成34年産10aあたり生産量を平成27年産水稲の作柄表示地帯別10aあたり年収量(1.7mmベース)と変わらないと仮定、飼料用米は、平成34年産10aあたり収量を多収品種での栽培とし、2俵120kgを平成27年産水稲の作柄表示地帯別10aあたり年収量に加算。

注2 販売価格は、平成34年産米価(包装込、税込)を平成27年産米価から仮定し、中通り14,000円/玄米60kg、会津14,500円/玄米60kg、浜通り13,500円/玄米60kgとした。

注3 事業外収入は、現時点の国からの助成金水準が維持されると仮定

注4 費用は、農業経営統計調査 平成27年産 米生産費(東北)の作付規模別 5.0ha以上の10a当たりを引用(今後の低コスト化は未反映)